

中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の
評価等に関する専門検討会議（情報通信技術関係）
報告書（案）

～専門実践教育訓練における情報通信技術に係る資格取得を
目標とする教育訓練の位置づけの考え方～

平成 28 年 1 月

目 次

はじめに	1
1 検討に当たっての基本的考え方について	1
2 中長期的なキャリア形成に資する資格の捉え方について	3
3 資格取得を目標とした教育訓練プログラムの捉え方について	4

参考資料

・中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する 専門検討会議（情報通信技術関係）報告書について【概要】	9
・中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する 専門検討会議（情報通信技術関係）開催要綱	10
・会議開催経過	12
・関連資料	13

専門実践教育訓練における情報通信技術に係る資格取得を

目標とする教育訓練の位置づけの考え方

はじめに

- 教育訓練給付については、平成 10 年の制度創設以降、労働者の主体的な能力開発を支援してきたところ、平成 26 年 10 月には、労働者のより中長期的なキャリア形成を支援するため、従前の給付金（一般教育訓練給付）より給付率の高い「専門実践教育訓練給付」が創設された。
- 制度創設から間もないため、同給付金の実績についてはまだ詳細に至る把握・分析に至っていないが、同給付金の対象となっている専門実践教育訓練については、現在、公的職業資格が存在する分野の一部又は比較的長期の課程修了が必要な学校教育類型に限定されており、また「日本再興戦略改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「専門実践教育訓練給付の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討」を行うことが求められているなど、専門実践教育訓練がより多種多様な労働者の中長期的なキャリア形成に資するため、対象講座の拡充が重要な課題となっている。
- このため、専門実践教育訓練のプログラムの充実を図る観点から、同訓練の他の類型と同等の水準を満たす中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の類型やその評価基準のあり方等について専門的見地から検討を行う必要があることから、労働政策審議会職業能力開発分科会での議論等も踏まえ、本専門検討会議において平成 27 年 9 月から 4 回にわたり検討を行った。これを踏まえ、今般、以下のとおり、専門実践教育訓練における情報通信技術に係る資格取得を目標とする教育訓練の位置づけの考え方について報告をまとめたものである。

1 検討に当たっての基本的考え方について

- 今回本検討会議において検討を行った情報通信技術分野は、「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月閣議決定。平成 27 年 6 月改定）において、あらゆる領域

に活用される万能なツールとしてイノベーションを誘発する力を有しており、成長力の基盤となる生産性の向上に資するだけでなく、雇用を拡大し、社会的課題解決にも大きく貢献する可能性がある旨指摘されている。

○ こうした状況を背景として、

- ・情報通信技術に係る高度な技術者が、同技術に関する製品・サービス等を提供する企業（ITベンダー企業）のみならずそれ以外の企業（ユーザー企業）で求められている結果、情報処理・通信技術者に係る有効求人倍率が平成26年度月平均2.00と全職種の合計1.00よりも著しく高い職種となっているなど¹、技術者の人手不足が深刻化していること
- ・情報通信産業の雇用誘発数が全産業セクターの中で最大となっている²など、他産業と比較して全産業における情報処理・通信技術者以外の職種も含む雇用拡大が大きく見込まれること

等から、労働者等が教育訓練を受けることにより、中長期的なキャリア形成に資する、ひいては雇用の促進・安定に資するものと認められるため、情報通信技術分野は、専門実践教育訓練の対象拡大を図る分野として適当であると考えられる。

○ さらに、情報通信技術に関する資格については、公的資格（情報処理通信技術者）が専ら普遍的・汎用的な知識・技術の習得のために活用されるのに対し、技術革新の早さ等の要因により、公的資格に比して多数のITベンダー企業により提供される民間資格が存在しており、実務に直結する専門分野・担当業務の知識・技術の習得にも当該資格が多く活用されている実態にある³。

○ 以上を踏まえれば、現在は専門実践教育訓練の対象と位置づけられていない、業務独占資格・名称独占資格以外の情報通信技術に関する一定レベル以上の資格取得を目指す教育訓練の類型であって、現行の専門実践教育訓練の課程類型と同等の水準を満たすものについて、専門実践教育訓練の対象として拡充することが適当である。

○ 具体的な対象資格及び教育訓練の考え方については、それぞれ以下2及び3のとおり考える。

*1関連資料14,15ページ上段参照。

*2関連資料15ページ下段参照。

*3関連資料16ページ上段参照。

- なお、以上のような観点を満たす分野としては、現時点では情報通信技術分野以外には想定されないところであるが、今後仮に、これを満たす他分野が把握された場合、労働者のキャリア形成支援をより一層進める観点から、本専門検討会議における議論の整理も参考に、専門実践教育訓練の対象とする専門的観点からの検討を別途行うことが望ましい。
- さらに、情報通信技術に関する人材育成の観点からは、労働者支援策としての専門実践教育訓練の対象講座の拡充のみならず、企業がその従業員に行う人材育成に対する支援を通じて、より高度で実践的な教育訓練の活性化を図ることが重要である。このため、企業がその従業員に専門実践教育訓練として指定された教育訓練を受講させる際に訓練経費・訓練期間中の賃金の一部を助成するキャリア形成促進助成金（中長期キャリア形成コース）等^{*4} の活用により、企業の情報通信技術に関する人材育成を支援していくことが求められる。

2 中長期的なキャリア形成に資する資格の捉え方について

- 専門実践教育訓練の対象となる教育訓練において取得を目標とする情報通信技術に係る資格については、専門実践教育訓練の制度趣旨等を踏まえれば、情報通信技術分野への入職を図る者が、資格取得を目標に教育訓練講座を受講、資格取得し、情報通信業界はもとより情報通信技術を活用する各産業において、中長期にわたり、資格取得により得られた知識・技術を基盤としてキャリアアップやそれによる待遇改善等を実現することができるものがふさわしいと考えられる。
- この点について、本検討会議におけるヒアリングにおいても、情報通信技術に関するより高次の資格取得が、労働者の待遇改善等につながることが把握された^{*5}。
- 以上の前提を踏まえ、専門実践教育訓練の対象とする資格試験の範囲については、情報通信技術が様々な産業活動と密接に関連し、現実に複合的な職務・職種が存在するなどの特性に鑑みれば、情報通信技術そのものに関する資格を対象とすることを前提に、プロジェクトマネジメント等の情報通信技術と組み合わせて活用することで中長期的なキャリア形成により一層資する関連知識・技能について評価する資

*4関連資料22ページ下段参照。

*5関連資料19ページ下段参照。

格試験（教育訓練）についても併せて対象とすることが適當である^{*6}。

- また、情報通信技術に関する資格試験の水準については、専門実践教育訓練の制度趣旨である労働者の中長期的なキャリア形成に資するという観点を踏まえれば、経済産業省により公表され独立行政法人情報処理推進機構において運用されている、各種ＩＴ関連サービスの提供に必要とされる能力の分野・水準を明確化・体系化した指標である「ＩＴスキル標準（ＩＴＳＳ）」^{*7}において「要求された作業を全て独立で遂行する」ことが出来るとされているレベル3（ミドルレベル）相当以上のものを対象とすることが適當である。
- なお、こうした資格試験及びその水準ごとの具体的な判断に当たっては、独立行政法人情報処理推進機構等との連携の下でＩＴＳＳの活用を進めている、NPO法人スキル標準ユーザー協会において作成され、広く業界内で参照されている「ＩＴＳのキャリアフレームと認定試験・資格とのマップ」^{*8}を参考することが考えられる。
- 他方、非正規雇用労働者・子育て女性等のうち情報通信技術分野における就業経験が乏しいことでスキルが十分に身についていない方の活躍を促進するという観点からは、ミドルレベルに満たない所謂エントリーレベル（概ねＩＴＳＳレベル2まで）の情報通信技術に関する資格試験も有用と考えられるため、今後、教育訓練実施機関への働きかけ等を通じ、一般教育訓練における講座の拡充・活用促進等も含めて検討されることが望まれる。

3 資格取得を目標とした教育訓練プログラムの捉え方について

- 上記のような資格取得を目標とする教育訓練プログラムに関し、専門実践教育訓練としてふさわしいものとしての質等を担保するため、質保証等に係る基準については、現行の専門実践教育訓練の課程類型に係る講座の要件^{*9}を踏まえ設定することが適當である。

*6関連資料17ページ上段参照。

*7関連資料18ページ上段参照。

*8関連資料18ページ下段参照。

*9関連資料22ページ上段参照。

- 具体的に、情報通信技術に係る資格取得を目標とする教育訓練プログラムについては、現在専門実践教育訓練として認められている課程類型の講座に係る要件と同等の基準・水準として、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況に係る基準（※）を設定することが求められる。

〔※ 資格試験の受験率：80%以上、資格試験の合格率：当該資格試験の平均合格率以上
訓練修了後の就職（在職）率：80%以上〕
- また、教育訓練プログラムの時間数については、既に専門実践教育訓練の対象となっている職業実践力育成プログラムの例を参考に、時間が 120 時間以上かつ期間が 2 年以内のプログラムを対象とすることが適当である。
- なお、情報通信・処理技術者としての勤務経験を有するなどにより、情報通信技術について既に一定程度の知識・技能を有する労働者等が、更なるスキルアップを行うためより高次の情報通信技術を獲得しようとする際、活用できる教育訓練プログラムが現時点では乏しいため、関係機関への本制度の周知等を通じ、その拡充に努めるべきである。
- さらに、そのような教育訓練プログラムが拡充されてきた際には、情報通信技術について既に一定程度の知識・技術を有する労働者等のスキルアップには必ずしも多くの時間等が必要とは限られないため、訓練時間（期間）の弾力化等について検討するべきである。

參考資料

中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する

専門検討会議(情報通信関係)報告書(案)【概要】

～専門実践教育訓練における情報通信技術に係る資格取得を目標とする教育訓練の位置づけの考え方～

1 基本的考え方

- 情報通信技術分野については、以下の観点から、労働者等が教育訓練を受けることにより、特に中長期的なキャリア形成に資する、ひいては雇用の促進・安定に資すると考えられ、専門実践教育訓練の対象分野として適当。
 - ・高度技術者が、ITベンダー企業のみならずその他遍く産業(ユーザー企業)で求められている結果、情報通信技術を有する者的人手不足が深刻化していること
 - ・他産業と比較して、全産業における雇用拡大が大きく見込まれること
 - 情報通信技術に関する資格について、技術革新の早さ等の影響を特に受ける本分野の特性を反映し、実務に直結する専門分野・担当業務の知識・技術の習得には、ITベンダー企業により提供される民間資格が多く活用されている実態にある。
 - 以上を踏まえれば、現行課程では専門実践教育訓練の対象と位置づけられていない、業務独占・名称独占資格以外の情報通信技術に関する一定レベル以上の資格取得を目指す教育訓練の類型であって、現行課程類型と同等の水準を満たすものについて、専門実践教育訓練として拡充することが適当。
- 情報通信技術分野以外にも上記観点を満たす分野が把握された場合には別途検討を行うことが望ましい。
- 情報通信技術に関する人材育成の観点からは、企業がその従業員に行う人材育成に対して、キャリア形成促進助成金等による支援を行うことも重要。

2 資格の捉え方

- 専門実践教育訓練の対象となる教育訓練において取得を目標とする情報通信技術に関する資格については、資格取得により得られた知識・技術を基盤としてキャリアアップ等を実現することができるものとして、ITスキル標準(ITSS)において「要求された作業を全て独力で遂行する」ことが出来るとされているレベル3(ミドルレベル)相当以上の資格を対象とすることが適当。
- 他方、非正規労働者・子育て女性等のうちスキルが十分に身についていない方の活躍を促進する観点からは、エントリーレベルの資格試験も有用であるため、教育訓練実施機関への働きかけ等を通じ、一般教育訓練における講座拡充等も含めて検討されることが望ましい。

3 教育訓練プログラムの捉え方

- 教育訓練プログラムの質保証等に関する基準については、現行の専門実践教育訓練として認められている課程類型の講座に係る要件と同等の基準・水準として、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況に係る基準を設定することが適当。
- 時間数については、職業実践力育成プログラムの例を参考に、時間が120時間以上かつ期間が2年以内のプログラムを対象することが適当。
- 現時点では、情報通信技術の経験者等が更なるスキルアップを行うための教育訓練プログラムが乏しいため、関係機関への本制度の周知等を通じ、その拡充に努めるべき。
- そのような教育訓練プログラムが拡充されてきた際には、経験者に求められる訓練時間を勘案し、その弾力化等について検討すべき。

中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する 専門検討会議（情報通信技術関係）開催要綱

1 趣旨

専門実践教育訓練のプログラムの充実を図る観点から、同訓練の他の類型と同等の水準を満たす中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の類型や、その評価基準のあり方等について専門的見地から検討を行う必要がある。

その際、労働政策審議会職業能力開発分科会での議論等を踏まえ、当面、民間資格の取得を目的とした教育訓練プログラム、特に情報通信技術分野のプログラムを重点に検討を行う必要があることから、「中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する専門検討会議（情報通信技術関係）」を開催する。

2 検討事項

- (1) 情報通信技術関連分野における中長期的なキャリア形成に資する民間資格及びその取得を目指した教育訓練の類型について
- (2) (1) の評価基準のあり方等について
- (3) その他

3 会議の運営

- (1) 会議は、厚生労働省職業能力開発局長が有識者の参集を求め開催し、その参集者は別紙のとおりとする。
- (2) 会議の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 会議の庶務は、職業能力開発局キャリア形成支援課において行う。
- (4) 会議は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議を非公開とすることができます。

(別紙)

中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する
専門検討会議（情報通信技術関係）

参考者名簿

○佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授

須藤 博史 日本電信電話株式会社総務部門人事・人材開発担当部長

田原 幸朗 一般社団法人情報サービス産業協会理事

船津 康次 トランスクスモス株式会社代表取締役会長兼CEO

松原 稔 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会書記次長

吉川 厚 一般財団法人日本生涯学習総合研究所代表理事
国立大学法人東京工業大学連携教授

(○は座長)
【敬称略】

中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する
専門検討会議（情報通信技術関係）
開催経過

【第1回】平成27年 9月30日（水）13：00～15：00
○中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練のあり方について

【第2回】平成27年10月28日（水）13：00～15：00
○情報通信技術に関する資格試験・教育訓練実施機関からのヒアリング
－シスコシステムズ合同会社
－（株）ナガセPCスクール
○中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練のあり方について

【第3回】平成27年12月 8日（火）13：00～15：30
○情報通信技術に関する資格試験・教育訓練実施機関からのヒアリング
－日本オラクル（株）
－（株）ウチダ人材開発センタ
○中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練のあり方について

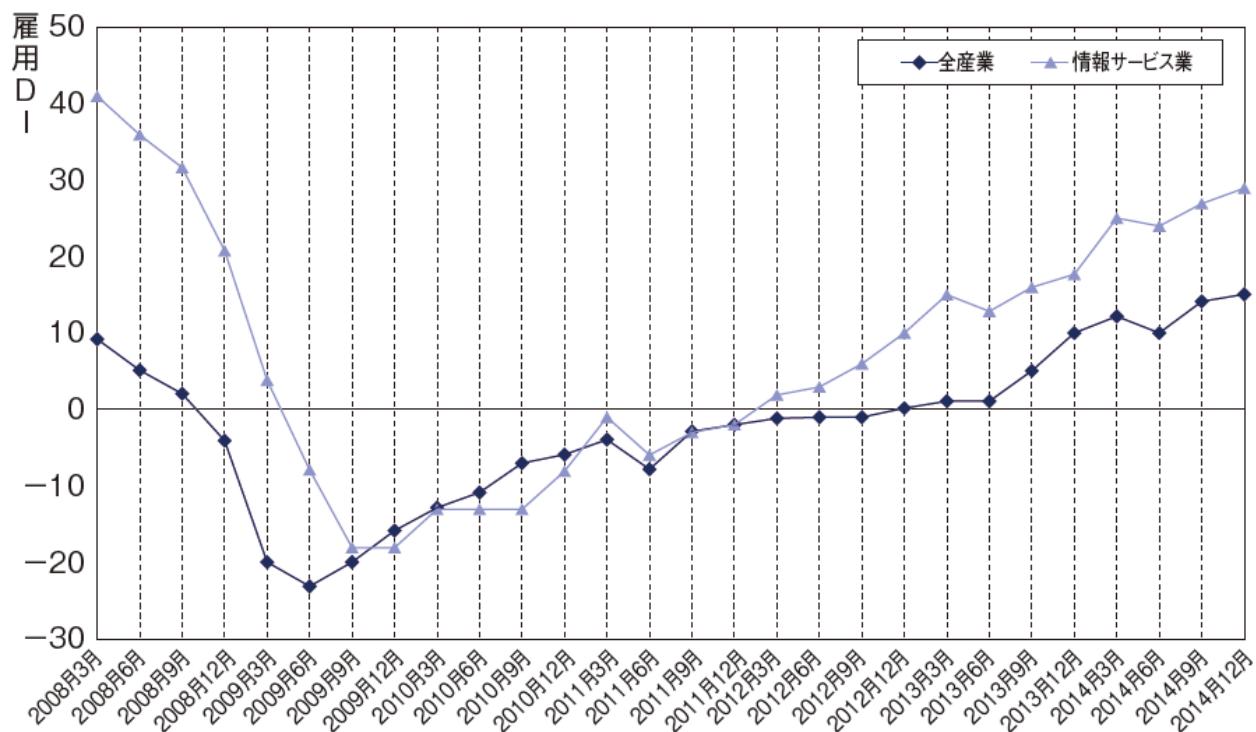
【第4回】平成28年 1月19日（火）10：00～12：00
○中長期的なキャリア形成に資する資格・教育訓練の評価等に関する
専門検討会議（情報通信技術関係）報告書（案）について

関連資料

1. 情報通信技術分野の人材ニーズ等について

情報通信技術分野の人材ニーズについて①

- 日本銀行「企業短期経済観測調査」(日銀短観)によれば、情報サービス産業における情報サービス業の雇用判断は、2012年3月から「不足」が「過剰」を上回り、全産業よりも上回った状態が続いている。



※1 「情報サービス業」は、中分類「情報サービス業」と中分類「インターネット付随サービス業」の計。

※2 雇用DIは、日銀短観の雇用人員判断DI(「不足」-「過剰」の%ポイント)の値。

(資料出所)「IT人材白書2015」(平成27年4月(独)情報処理推進機構 IT人材育成本部編)

情報通信技術分野の人材ニーズについて②

- 2008年後半のリーマンショックにより、IT企業のIT人材ニーズはいったん減少したが、その後、量的不足感は高まり続けている。



■大幅に不足している ■やや不足している □特に過不足はない □やや過剰である(削減や職種転換等が必要) □無回答

※ IT企業に対する「事業戦略上必要なIT人材を現在十分に確保できているか」との質問に対する回答。

(資料出所)「IT人材白書2015」(平成27年4月(独)情報処理推進機構 IT人材育成本部編)

情報通信技術分野の人材ニーズについて③

○「情報処理・通信技術者」に係る雇用指標(職業安定業務統計 平成26年度月平均)

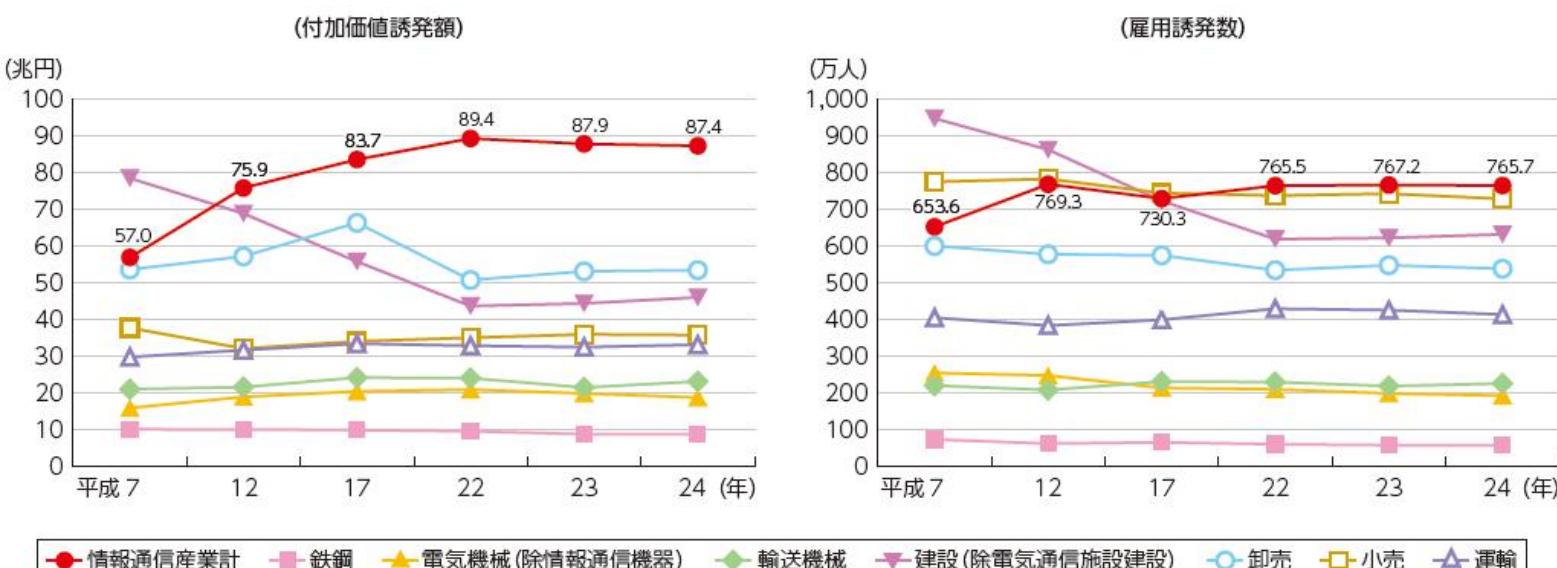
職業分類(中・小分類)	有効求人倍率	有効求職者数(人)	有効求人数(人)	就職件数(人)
10 情報処理・通信技術者	1.93	24,432	47,126	875
101 システムコンサルタント	0.96	3,092	2,981	49
102 システム設計技術者	2.01	5,118	10,290	156
103 情報処理プロジェクトマネージャー	1.39	375	523	8
104 ソフトウェア開発技術者 ※プログラマーを含む	2.47	10,052	24,781	425
105 システム運用管理者	1.90	2,805	5,331	165
106 通信ネットワーク技術者	2.34	1,125	2,634	47
109 その他の情報処理・通信技術者	0.69	849	587	25
全職種合計	1.00	2,037,588	2,032,864	150,399

- 上記の職業分類は、平成23年改定厚生労働省編職業分類によるものである。
- 各数値は、平成26年度の累計値を12で除し、月平均としたものである。
- 有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数。
- すべて常用(パート含む)の数値である。

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

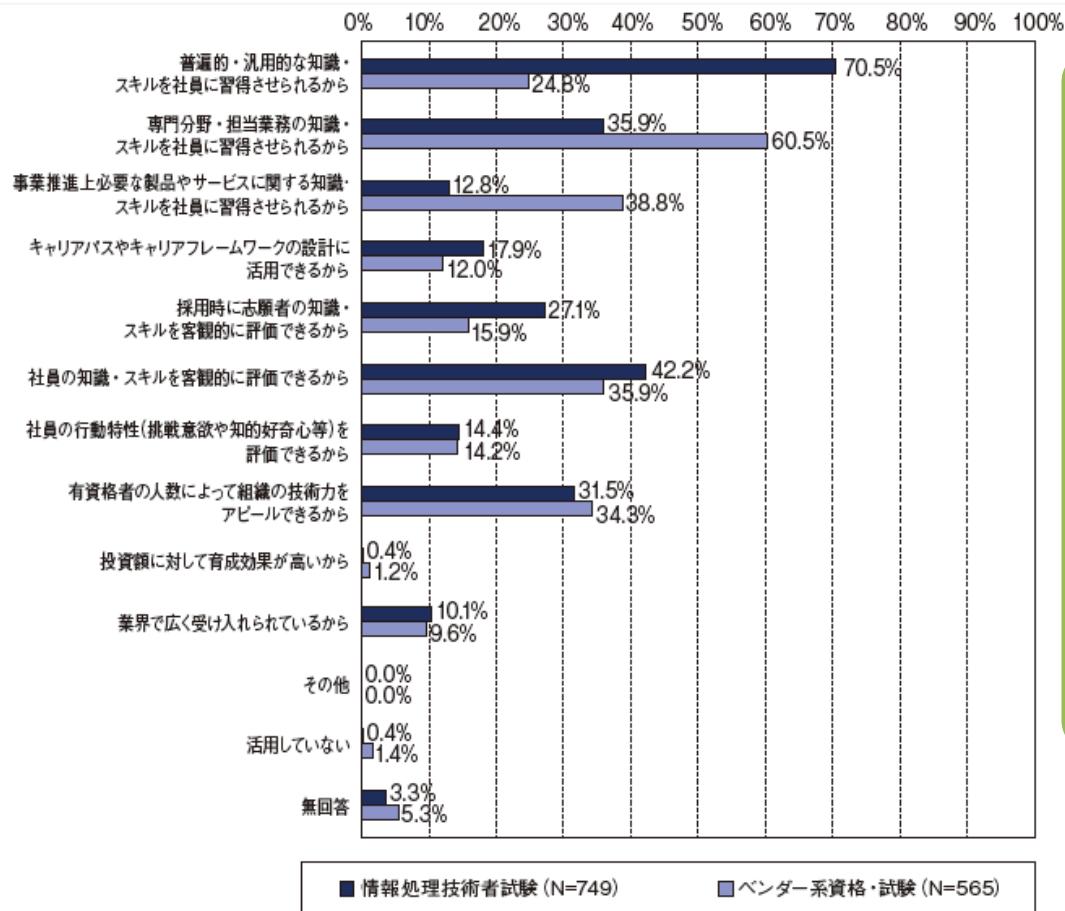
情報通信技術分野の経済・雇用への波及効果について

- 2012年時点では、「情報通信産業」の生産活動に伴う付加価値誘発額は87.4兆円、雇用誘発数は765.7万人であり、いずれも各産業セクターの中で最大となっている。



(資料出所)「ICTの経済分析に関する調査報告書」(平成26年3月総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)

IT資格・試験の活用理由



- IT企業およびユーザー企業にIT資格・試験の活用理由を尋ねたところ、情報処理技術者試験は「普遍的・汎用的な知識・スキルを社員に習得させられるから」、ベンダー試験は「専門分野・担当業務の知識・スキルを社員に習得させられるから」という活用理由の割合が高い。

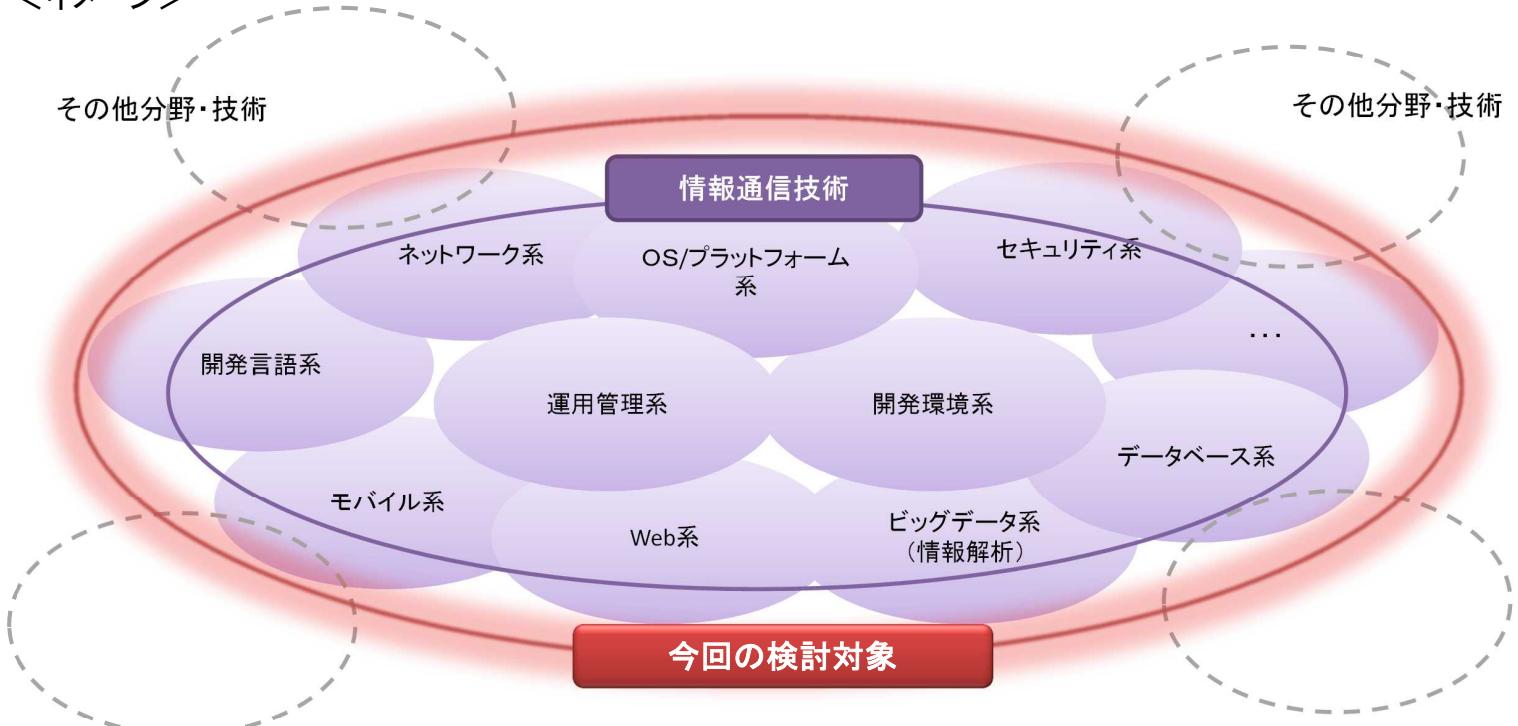
(資料出所)「IT人材白書2015」(平成27年4月(独)情報処理推進機構 IT人材育成本部編)

2. 中長期的なキャリア形成に資する資格及び当該資格取得を目標とした教育訓練プログラムの捉え方等について

情報通信技術に関する資格等について－対象範囲の考え方－

- 対象とする範囲については、専ら情報通信技術に関するものをコアとしつつ、複合的な情報通信技術（複数の技術の組み合わせ）やIT+α（例えばプロジェクトマネジメント等）等の複合的な技術等を習得できる講座も対象とすることが適当である。
→一つでも一定レベル以上の情報通信技術に係る資格取得が可能な講座であれば、（狭義）の情報通信処理技術以外のスキルが含まれる講座も対象（その他、情報通信技術同士の組合せも可）。

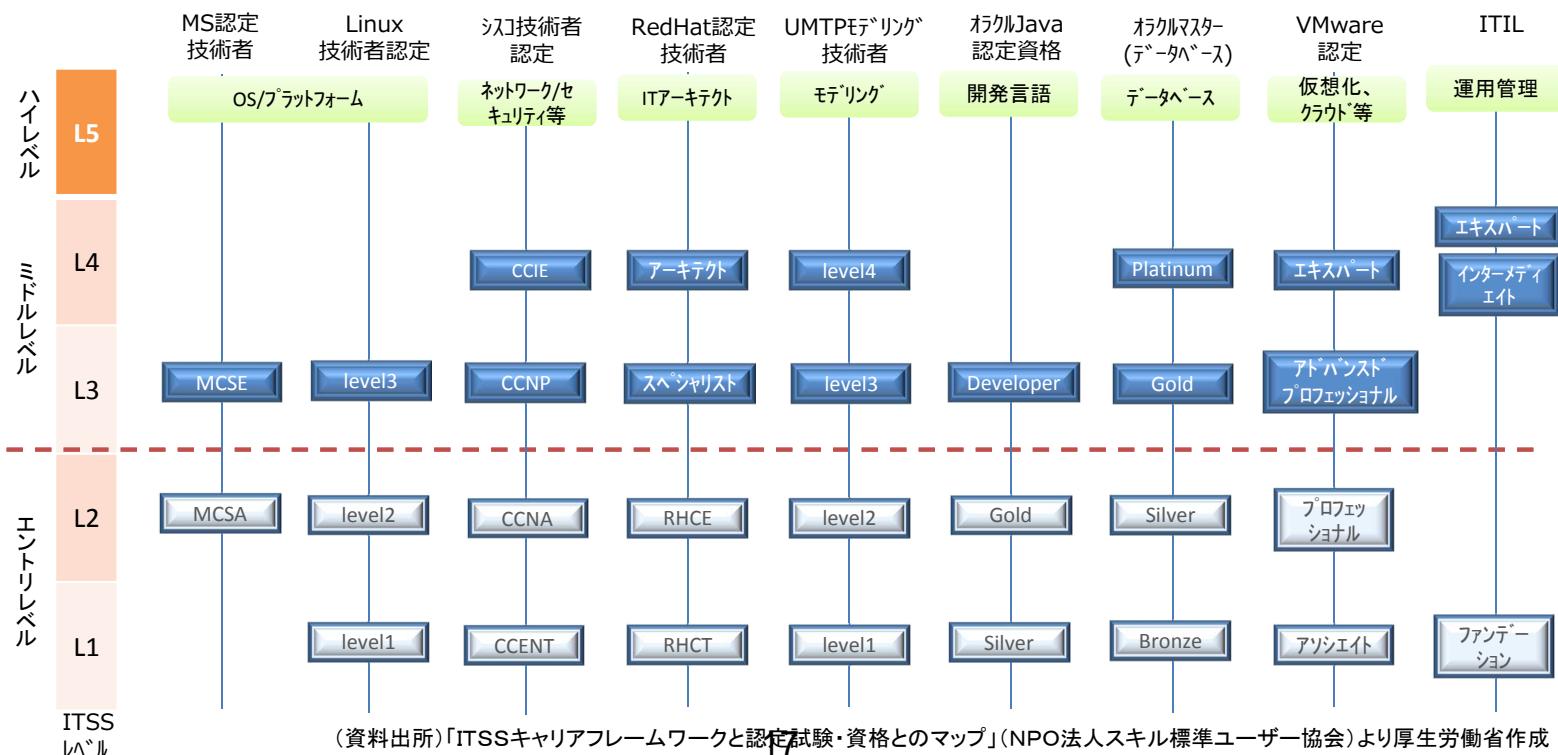
<イメージ>



情報通信技術に関する資格等について－対象レベルの考え方等－

- 「中長期的キャリア形成に資する」観点からは、一定のレベル以上の資格等であることが必要であり、情報通信技術関係の資格として、例えばITSSレベル3（独力でITを活用したシステム設計・開発等を行えるレベル）以上を対象とすることが適当である。
- また、講座レベルの要件については、他の専門実践教育訓練給付対象講座の要件を参考に基準を設定することが適当である。

<個別資格とITSSレベル(例)>



ITスキル標準について

ITスキル標準(ITSS)とは

ITスキル標準(ITSS)とは、経済産業省が2002年12月に策定・公表した、各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標

<各レベルの定義>

※レベル1から3までは、基本的に情報処理技術者試験の合格を持ってレベル判定をし、レベル4は、情報処理業務試験の合格に加えて、職種別経歴書による書類審査等、またはプロフェッショナルによる面接で判断。レベル5以上は職種別経歴書による確認とプロフェッショナルによる面接で判断。

ハイ レベル	レベル7	先進的なサービスの開拓や市場化をリードした経験と実績を有しており、 世界で通用するプレーヤ として認められる。
	レベル6	プロフェッショナルとして経験と実績を有しており、 国内のハイエンドプレーヤ として認められる。
	レベル5	プロフェッショナルとして自他共に経験と実績を有しており、 企業内のハイエンドプレーヤ として認められる。
ミドル レベル	レベル4	プロフェッショナルとして求められる経験の知識化とその応用(後進育成)に貢献しており、ハイレベルのプレーヤとして認められる。
	レベル3	要求された作業を全て 独力で遂行する 。
エントリレ ベル	レベル2	上位者の指揮の下に、要求された作業を担当する。
	レベル1	情報技術に携わる者に 最低限必要な基礎知識を有する 。

(資料出所)ITスキル標準V3 2011 1部概要編(独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省)

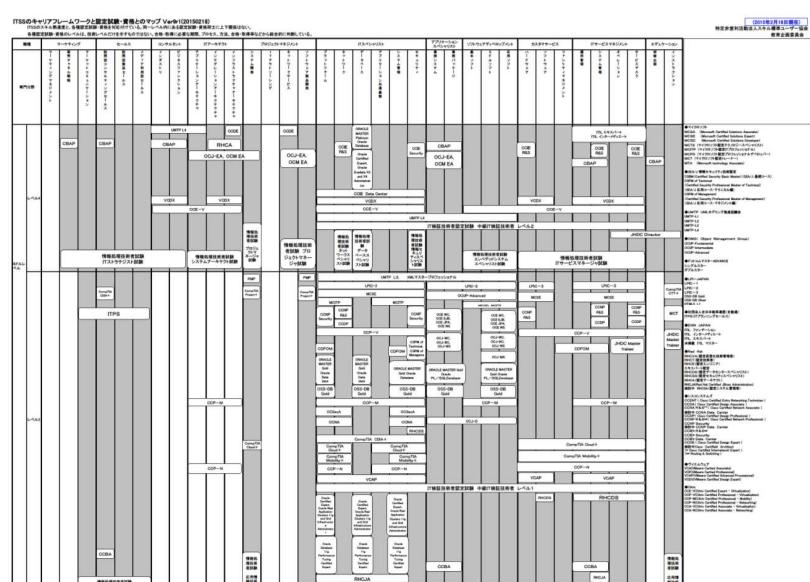
ITスキル標準に対する情報通信技術関係資格の位置づけについて

OITスキル標準(ITSS)を策定している経済産業省、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)では、情報通信技術関係のベンダー資格がITSSのどのレベルに位置づけられるかについて整理をしていないが、業界のニーズ等を踏まえ、2003年12月以降NPO法人スキル標準ユーザー協会においてマップ表を作成・公開している。○当該マップは、ITスキル標準に準拠した人材育成をより進める必要性があることに鑑み、協会内の委員会において、資格ベンダーの意見も参考に年1回更新作業が行われているもので、現状においてはIT業界で活用されている唯一のマップとして業界内で広く参照されている。

マップ作成手法等

- ・2003年12月に初版されて以降、ほぼ毎年更新。
現在公開されているのは第9版。
- ・協会内に設置された教育研究委員会(会員企業が構成員)において検討。
- ・委員会においては、ベンダー資格の洗い出し、ベンダーの意向聴取(案決定後の事後調整含む)、位置づけに係る集中討議を経て作成・改訂。
- ・掲載する資格については、資格の一般性や業界内の認知度等を踏まえ、委員会内で判断。

【ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ(抄・イメージ)】



マップの考え方等

- ・当該マップは、ITSSの該当する職種レベルの一部のスキル熟達度を判断するために活用されるもので、資格保有者の職種とレベルを評価するものではない。
- ・ベンダー資格のほとんどはレベル1～3に位置づけ、一部の高度・実践レベルを認定する資格についてのみレベル4にマッピング。
- ・職種・レベル間にまたがるケースについては、レベルを高めにマッピング。

(参考)NPO法人スキル標準ユーザー協会の概要

○設立

平成16年5月認定(平成15年12月設立)

○役員・組織

会長 石島 辰太郎(産業技術大学院大学 学長)

理事 高橋 秀典(専務理事、(株)スキルスタンダード研究所)、平松 聰(富士通(株))、岩田 健一(日本オラクル(株))、
福嶋 義弘、加藤 直樹((株)パナソニック)、松浦 豊((株)エス・アイ・エス)、佐川 差千代((株)日立システムズ)、
栗藤 高信(NECソリューションイノベータ(株))、松田 欣浩((株)日立ソリューションズ)

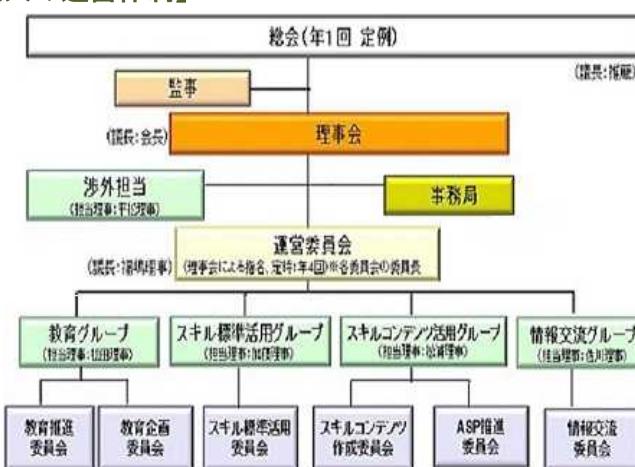
会員 41会員(うち個人会員6会員)

○活動目的・内容

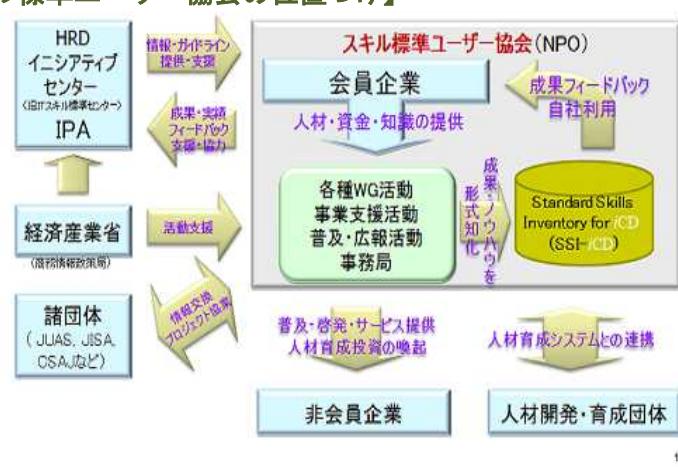
目的:キャリアアップを目指すITサービスプロフェッショナルや企業における高度IT人材育成に関わる多くの人々に対して、経済産業省が策定したITキャリアの共通フレームワークであるITスキル標準(ITSS)を活用することで、ITサービスプロフェッショナルの育成とスキル標準の定着を目指し、その活用推進と普及に寄与すること。

主な活動内容: ・ITスキルの調査・研究事業 ・ITスキル標準の活用事業 ・ITスキル管理ツールの提供事業
・IT人材育成に関する市場調査事業 ・ITスキル管理ツールを活用したイベント、キャンペーンなどの開催

【法人の運営体制】



【スキル標準ユーザー協会の位置づけ】



(NPO法人スキル標準ユーザー協会HP等より)

専門検討会議における関係機関ヒアリングの概要について

○本専門検討会議の議論の参考とするため、情報通信技術に関する資格試験実施機関及び教育訓練実施機関計4社からヒアリングを実施。概要は以下の通り。

資格試験実施機関 (シスコシステムズ合同会社、日本オラクル(株))

(資格について)

- ITベンダー資格は、情報通信技術に携わる者に必要とされる最新知識・技術を、実務に直結した知識・技術として習得することができる。
 - 資格は、入札・受注要件の他、キャリアアップ・キャリアチェンジの際に能力証明のツールとしても活用されており、有資格者(又は高レベル資格取得者)は資格を有さない者(又は低レベルの資格取得者)に比べて高報酬を得ているデータもある。
 - 資格・試験内容については、製品や時代の変化に応じて、概ね2~3年ごとに大きなバージョン更新を行っている。
- (受験者等について)
- 日本における資格受験者のほとんどが社会人。
 - 資格受験者の学習方式については、その多くが自己学習(自学)として行われている。

教育訓練実施機関 ((株)ナガセPCスクール、(株)ウチダ人材開発センタ)

(訓練内容について)

- 求職者である受講生に対しては、複数の技術を学ばせることで求職の幅が広がり、安定した就職を実現している。
- 資格試験の更新時期に併せ、教育訓練の内容を概ね2~3年ごとに見直している。

(受講者等について)

- 企業研修として教育訓練を受けている労働者は、新入社員等の若手が多い。一般的に年齢層が高くなるにつれて、教育訓練のレベルも高くなる傾向にある。
- 中小企業が従業員の人材育成に踏み切れるかどうかは、公的支援(助成金等)の有無に依るところが大きい。

情報通信技術に関する教育訓練給付指定講座(一般・専門)について

- 一般教育訓練については、情報関係分野で481講座を指定しているところ、うち主なベンダー資格を取得目標としている指定講座については、訓練時間は50～435時間、訓練費用は191千円～1,008千円となっている。
- 専門実践教育訓練については、専門学校の職業実践専門課程のうち情報等の分野で93講座を指定しているところ、訓練時間は2年、訓練費用は1,051千円～2,140千円となっている。

一般教育訓練

- ・情報関係分野の指定講座481講座のうち、主なベンダー資格を取得目標とする講座の例は以下のとおり。

取得目標資格	指定講座数	訓練時間	訓練期間	訓練費用
シスコ技術者認定	22講座	50時間～329時間	1か月～12か月	190,800円～869,600円
【指定講座例】				
指定講座名			訓練時間	訓練期間
・CCNP合格保証コース(目標資格:シスコ技術者認定(プロフェッショナル))		126時間	5か月	525,000円
・シスコCCNA資格完全対策講座(目標資格:シスコ技術者認定(アソシエート))		90時間	5か月	225,750円
オラクル認定Javaプログラマ	20講座	80時間～435時間	1か月～12か月	273,000円～1,008,920円
【指定講座例】				
指定講座名			訓練時間	訓練期間
・Java資格完全対策コース(目標資格:オラクルJava認定資格Gold, Webコンポーネントディベロッパー)		201時間	9か月	507,800円
・Java資格対策コース(目標資格:オラクルJava認定資格Gold)		122時間	6か月	356,600円

- 複数の情報関係分野資格を取得目標としている指定講座例

指定講座名	訓練時間	訓練期間	訓練費用
・IT業界就職コース(目標資格:MS認定技術者(MCP) +シスコ技術者認定(アソシエート))	329時間	12か月	767,000円
・CCNA+LPICベーシック養成コース(目標資格:シスコ技術者認定(アソシエート) +Linux技術者認定(LPICレベル1))	117時間	12か月	356,400円

専門実践教育訓練

- ・専門学校の職業実践専門課程のうち「情報」、「情報処理」分野として以下の通り指定を行っている。そのほか、専門職学位課程における情報分野指定講座は現状において存在せず、また、職業実践力育成プログラムについては平成27年10月より受付開始となっている。

課程分類	指定講座数	訓練期間	訓練費用
職業実践専門課程(情報)	46講座	2年	1,051,997円～2,120,000円
職業実践専門課程(情報処理)	47講座	2年	1,079,600円～2,140,000円

経験者(有資格者)を対象とした情報通信技術に関する教育訓練について

- 教育訓練給付指定講座のうち、経験者(有資格者)である者を対象としてその上位資格の取得を目的とする講座は計9講座あり、うちレベル3以上の資格取得を目的とするものは計3講座。
- 一般に、情報通信技術に関する資格試験については、主な学習方法として自学が確立しており、また、対象レベルが上がるほど資格受験者に求められるスキルも上がり、対象者数も限定されるなどのため、民間教育訓練機関が設定している経験者向けの講座はそこまで数が多くない状況になっていると思料される。
- このため、教育訓練機関への教育訓練給付制度の周知等を通じ、労働者のキャリアアップに寄与する教育訓練講座の拡充に努めることが重要。

【(一般教育訓練指定)シスコ技術者認定における例】

講座名(取得目標資格)	訓練時間数	訓練期間	訓練費用	直近年度受講者数 (うち在職者数)	試験合格率
・CCNP合格保証コース(CCNA取得者向け)	126時間	5か月	525,000円	5名(5名)	75.0%
(参考:同一機関内の他のコース)					
・ネットワークエンジニア就転職コース(CCNA+CCNP)	180時間	6か月	675,000円	64名(52名)	83.1%
・CCNA合格保証パックコース(CCNA)	54時間	2か月	221,400円	69名(60名)	93.5%

【(指定外)マイクロソフト認定技術者における例】

取得目標資格	訓練時間数	訓練期間	訓練費用
・MCSE Server Infrastructure 取得コース(MCSA取得者向け)	120時間	12か月	345,600円
(参考:同一機関内の他のコース)			
・MCSA Windows Server 2012 取得コース	180時間	12か月	523,800円

3. 教育訓練給付の概要等について

専門実践教育訓練の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援。

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

＜給付の内容＞

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

＜支給要件＞

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
(訓練期間原則1年以上3年以内)

講座例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程
(訓練期間2年)

講座例)商業実務、経理・簿記等

③専門職学位課程
(訓練期間原則2年または3年以内)

講座例)ビジネス・MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム
(訓練期間120時間～2年以内)

専門実践教育訓練の対象とする教育訓練の指定基準概要

1 基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 教育訓練等の基準

1. 訓練内容の基準 ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

(1) 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程 (※1)(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)

(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(2) 専門学校の職業実践専門課程 (※2)(期間は、2年)

(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(3) 専門職大学院 (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間))

(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(4) 職業実践力育成プログラム (※3)(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(講座レベル) 就職・在職率(大学院における正規課程にあっては、就職・在職率の実績、定員充足率の実績)からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

2. 教育訓練機関の基準

- 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を配置。

3. その他の基準 ☆現行の教育訓練期間の基準も適用

- 受給の支払い期間ごとに受講状況や訓練の到達状況を確認し証明。

※1 養成施設の課程とは

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了で①公的資格取得、②公的資格試験の受験資格を取得③公的資格試験の一部免除が可能となる課程

※2 職業実践専門課程とは

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定(平成26年度～)。

※3 職業実践力育成プログラムとは

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定(平成28年度～)

3 経過措置

- 適用日前に指定した教育訓練について、専門実践教育訓練の①資格等レベルに該当し、かつ、②講座レベルに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たすときは、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定することができる。なお、当該指定は同日にその効力を失うものとする。

専門実践教育訓練の受講に対する個人・企業双方に対する支援

- 労働者の中長期的なキャリア形成に資するための専門的かつ実践的な教育訓練として専門教育訓練の指定を受けた講座受講の支援策として、事業主向け、労働者向けそれぞれの給付・助成措置がある。

専門実践教育訓練

[H27.7月末現在 1839講座]

厚生労働大臣の指定※

- (1) 業務独占資格又は名称独占資格のうちいわゆる養成施設の課程
- (2) 職業実践専門課程
- (3) 専門職大学院
- (4) 職業実践力育成プログラム

※各課程に該当するか否か(課程レベル)のほか資格試験合格率、就職・在職率、定員充足率など(講座レベル)で指定の可否を判断



○専門実践教育訓練給付金の支給

雇用保険の被保険者期間10年以上(1回目のみ2年以上)の在職者又は離職後1年以内の者に対して、

- ①受講費用の40%(上限年間32万円)

- ②訓練修了後1年以内に資格取得等し就職等した場合は受講費用の20%(上限年間16万円)を支給

○教育訓練支援給付金の支給

45歳未満の若年離職者に対して、基本手当額の50%を支給

○キャリア形成促進助成金(政策課題対応型訓練(中長期キャリア形成コース))等の支給

従業員の職業能力開発についての計画※1に基づいて、雇用保険の被保険者たる従業員に、専門実践教育訓練を受講させ又は受講を支援する場合に、

- ①訓練経費(中小企業:1/2 それ以外:1/3)

- ②訓練期間中の賃金(中小企業:800円/h それ以外:400円/h)を助成※2

※1 具体的には、「事業内職業能力開発計画」等を策定し、「職業能力開発推進者」を選任する等の要件を満たすことが必要

※2 1事業所の1年度の受給額の上限 500万円

※3 主に正社員を対象とした人材育成に対する支援策としてのキャリア形成促進助成金の他、非正規労働者を対象とした支援策としてのキャリアアップ助成金においても同様の助成が存在。

一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:9,571講座(平成27年4月1日現在)

①輸送・機械運転関係 4,845講座
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係
1,947講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 740講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 481講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 433講座
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 310講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 183講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 75講座
(技能検定等)

⑨その他 557講座
(大学院修士課程等)

一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
講座数(※)	3,445	7,119	7,916	8,541	9,084	9,571
受給者数(人)	198	122,248	130,218	135,944	121,056	—

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

民間資格取得を目標とする一般教育訓練の例(主なもの)

情報関係

講座数
うち民間資格関係

481講座
477講座

事務関係

講座数
うち民間資格関係

433講座
433講座

主な対象資格の例

· Microsoft Office Specialist 2010	126講座
· Webクリエーター能力認定試験	71講座
· CAD利用技術者試験	42講座
· Microsoft Office Specialist 2007	33講座
· シスコ認定技術者	22講座
· Oracle認定JAVAプログラマ	20講座
· Illustratorクリエーター能力認定試験	15講座
· LPIC認定試験	14講座
· Webデザイナー検定	13講座
· 建築CAD検定	12講座
· CS技能評価試験(ワープロ部門)	11講座
· VBAエキスパート	11講座
· Word文書処理技能認定試験	9講座
· 日商PC検定試験(文書作成)	9講座
· Photoshopクリエイター能力認定試験	8講座
· 日商PC検定試験(データ活用)	8講座
· C言語プログラミング認定試験	6講座
· DTP検定	6講座
· ICTプロフェッショナル検定試験	5講座
· Javaプログラミング能力認定試験	5講座

主な対象資格の例

· TOEIC	179講座
· 簿記検定試験	118講座
· 中国語検定試験	31講座
· TOEFL	20講座
· 日本語教育能力検定試験	18講座
· HSK漢語水平考試	10講座
· 実用英語技能検定	10講座
· 「ハングル」能力検定	8講座
· 実用フランス語技能検定試験	5講座

※1:平成27年4月1日現在。

※2:「主な対象資格の例」として、当該資格の取得を目的とする指定講座が5講座以上あるものを記載。

一般・専門実践教育訓練の学校種・課程と訓練期間の関係(イメージ図)

